

【注意喚起情報】架空請求詐欺と思われるはがきについて

発生日・事案概要	平成30年3月2日、青葉区在住者から「架空請求詐欺」とと思われるはがきが送付されてきたとの情報提供がありました。次のようなはがきには、ご注意ください。
はがきの内容	<p>【送付されたはがきの文面】 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号(そ)612</p> <p>この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。</p> <p>また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。</p> <p>尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。</p> <p>この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きますようお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">訴訟取り下げ最終期日 平成30年 3月5日</p> <p>取り下げ等のお問い合わせ相談窓口 03-6368-●●●● 受付営業時間(日、祝日は除く) 平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目●番地●号</p></div>
対処方法	このようなはがきが送付されてきたら、迷わず青葉警察署(972-0110)に相談してください。
青葉区役所から	身に覚えがないはがきやメールを受け取った際は、記載された電話番号に連絡したり、メールで返信しないようにしましょう。